あきる野市民文化ホール指定管理者募集要項

平成24年7月

あきる野市教育委員会

目 次

1	対象施設の概要	1
2	設置目的	2
3	指定管理者が行う業務	2
4	自主事業の提案	3
5	利用料金に関する事項	3
6	指定の期間	3
7	応募者の参加資格(申請資格)要件等	3
8	応募の手続等	4
9	指定管理者の選定方法	6
1 0	指定管理者の選定後の手続	7
1 1	仮協定書・本協定書で締結する事項	8
1 2	指定管理者に係る基本事項	8
1 3	問合せ先	9

- 別紙1 あきる野市民文化ホール指定管理者募集説明会参加申込書
- 別紙2 あきる野市民文化ホール指定管理者質問票
- 別紙3 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- 別紙4 人員配置計画書

公の施設の管理運営については、平成15年6月に地方自治法(昭和22年法律第67号)が改正され、教育委員会等が指定する指定管理者が代行することができるようになりました。

あきる野市教育委員会(以下「委員会」という。)では、あきる野市民文化ホール(以下「文化ホール」という。)の維持管理業務及び運営管理業務を民間の力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、地方自治法第244条の2第3項及びあきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年あきる野市条例第2号)の規定により、指定管理者を次のとおり募集します。

なお、あきる野市民文化ホール指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)は 募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容については、別紙「あき る野市民文化ホール指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してくだ さい。

1 対象施設の概要

- (1) 対象施設の名称及び位置
 - ア 名称 秋川キララホール
 - イ 位置 あきる野市秋川一丁目16番地1
- (2) 対象施設の概要

ア 建物の概要

- ① 竣工時期:平成元年2月15日
- ② 構 造:鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- ③ 階数:地上4階建
- ④ 建築面積:2,471.399㎡
- ⑤ 延床面積:3,580.160㎡

イ 施設概要 (ホール)

- ① 収容人員:702人(固定席700席、車イス席2席)
- ② 客席面積:391.5㎡
- ③ 舞台面積:185.6 m²
- ④ 舞 台:間口16m・20m(可変)奥行き9m、高さ9m・13.5m(可変)
- ⑤ 吊 物:絞り緞帳、引割幕 等
- ⑥ その他:16mm・35mm映写機
- ウ 施設概要(その他)

楽屋(和室6畳・洋室8畳・洋室13畳)、主催者控室(洋室4.5畳)、リハーサル室(フローリング54畳)、ピアノ庫21㎡、ホワイエ330.1㎡、トイレ(男76.7㎡・女94.5㎡・多目的4.6㎡)、楽屋ロトイレ(男

17. 1 m²・女16. 4 m²)、音響調整室18. 5 m²、映写室29. 2 m²、調光 室18. 0 m²、事務室、ミーティングルーム、ラウンジ 等

工 建物周辺施設等

- ・秋川キララホール前庭(芝生地 約1,600㎡)
- ・秋川キララホール出演者駐車場(9台)
- ・秋川キララホール建物周囲の緑地帯
- ・立体駐車場等(あきる野市中央図書館と共同で利用 無料) 立体駐車場186台(障がい者用駐車スペース5台含む。)、平面駐車場(マイクロバス等の駐車スペース)、駐輪場75台

(3) 施設の収支状況

ア 施設使用料及び主催事業入場料の収入実績

単位:円

年度	施設使用料	主催事業入場料	備考	
平成21年度	20, 414, 070	20, 392, 500	主催事業数 8本	
平成22年度	19,036,100	13, 270, 000	主催事業数10本	
平成23年度	18, 081, 550	19,740,500	主催事業数11本	

- ※ 平成23年度は、決算見込み数値
- ※ 平成21年度及び平成23年度の主催事業数は、2部公演を1本としている。

イ 施設維持管理経費及び運営管理経費の支出実績

単位:円

年度	施設維持管理経費	施設運営管理経費	備考
平成21年度	60, 294, 878	72, 489, 585	
平成22年度	38, 382, 754	60, 165, 202	
平成23年度	28, 951, 563	62, 820, 307	

- ※ 平成23年度は、決算見込み数値
- ※ 平成21年度の施設維持管理経費には、舞台設備等の借上料、工事費等を含む。また、施設運営管理経費には、工事費を含む。
- ※ 平成22年度の施設維持管理経費には、舞台設備等の借上料、工事費等を含む。
- ※ 職員6名(正職員4名、非常勤職員等2名)の人件費を除く。

2 設置目的

施設は、あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例第1条の規定に基づき、市民文化の向上を図ることを目的として設置しています。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者には、以下の業務を行っていただきます。具体的な内容は、仕様書を 参照してください。

- (1) 文化ホール及びこれに附属する設備の使用に関すること。
- (2) 市民の文化活動を推進するための事業に関すること。
- (3) 文化ホール及び附属設備等の維持管理に関すること。

- (4) 委員会が必要と認める事業に関すること。
- (5) その他指定管理を行う上で必要な業務に関すること。

4 自主事業の提案

- (1) 「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行 う事業です(仕様書8・9ページ2(1)を参照)。市民サービスの向上に効 果的かつ効率的な自主事業の提案をしていただきます。なお、事業に要する経 費については、指定管理者の自己財源で賄うものとします。
- (2) 自主事業の提案は、提出書類の事業計画及び企画提案書、自主事業収支計画書(様式は任意)により提案してください。
- (3) 提案された自主事業の内容や実施については、全て委員会と協議の上、決定します。

5 利用料金に関する事項

利用料金の収入は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とします。

6 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(5年間)

7 応募者の参加資格(申請資格)要件等

- (1) 施設に防火管理者の資格を有する人員が配置できること。
- (2) 施設の管理運営を安全かつ円滑に行える法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (3) 団体又は代表者が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の いずれかに該当する者
 - イ 提出期間において、あきる野市の指名競争入札の指名の停止の措置を受けて いる者
 - ウ 法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税並びに法人住民税を滞納している法人。団体の場合は、代表者の最新の所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税並びに個人住民税を滞納している者
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号から第5号までに規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力 団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - カ あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

8 応募の手続等

- (1) 募集要項、仕様書及びあきる野市民文化ホール指定管理者選定要領(以下 「選定要領」という。)の配布
 - ア 配布期間

平成24年7月15日(日)から平成24年8月31日(金)まで ※ 休館日の月曜日を除く。(7月16日は開館するため、17日が休館日)

イ 配布時間

午前9時から午後5時まで

ウ配布場所

秋川キララホール(あきる野市秋川一丁目16番地1)

エ その他

募集要項、仕様書及び選定要領は、あきる野市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)からダウンロードできます。

- (2) 説明会の開催
 - ア 全体説明会の日時・場所

平成24年8月1日(水)午前10時から

あきる野市役所 5階 504・505会議室

イ 現地説明会の日時・場所

平成24年8月1日(水)午後1時30分から

秋川キララホール (あきる野市秋川一丁目16番地1)

ウ 注意事項

説明会に参加される方は、1団体につき2人までとさせていただきます。

エ 各説明会の参加申込み

参加を希望される団体は、平成24年7月31日(火)午後5時までに別紙1「あきる野市民文化ホール指定管理者募集説明会参加申込書」により、メール又はFAXにて申し込んでください。

(3) 質問への回答について

平成24年8月2日(木)から平成24年8月16日(木)までの間、別紙2「あきる野市民文化ホール指定管理者質問票」によりメール又はFAXにて質疑を受け付けます。回答は、随時行います。

- ア 質問及びその回答については、市ホームページで公表します。
- イ 回答が遅れる場合は、別途連絡します。
- (4) 応募書類の提出

次の書類を各15部作成し、提出してください。なお、そのうち、正本1部 に事業者名を記載し、副本14部(審査用)は事業者名を記載しないでくださ い。

ア 申請に必要な書類

- (ア) 指定管理者指定申請書(別紙3 様式第1号) あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規 則第3条第1項に規定する申請書
- (イ) 事業運営に関する計画書等
 - 事業計画及び企画提案書(様式は任意) 提案書に具体的に記載
 - 収支計算書(様式は任意)

事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに区分し、「指定管理業務の実施に係る具体的な経費項目、積算根拠」「指定管理者に支払う対象の経費とするもの」「消費税」などに留意し、5年分を作成

- ・ 主催事業、自主事業、共催事業収支計算書(様式は任意) 事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに区分し、「主催事業、自主事業及び共催事業の実施に係る具体的な経費項目、積算根拠など」 「指定管理者に支払う対象の経費とするもの」「消費税」などに留意し、 5年分を作成
- ・ 人員配置計画書(別紙4) 管理運営上の適正な人員配置とするもの
- (ウ) 事業者の概要、財務状況等に関する提出書類
 - 事業者概要(様式は任意)

団体の沿革(時系列で記載し、事業内容も具体的に記載)、代表者の履歴、役員名簿(他の法人との兼職者があるときは、その旨も記載)、団体の運営に関する資料(経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制などが分かる内容のもの)及び施設管理運営の実績

- ・ 定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類(様式は任意) 最新のもの
- ・ 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本等 法人の場合は現在事項全部証明書、法人格を有しない団体の場合は、団 体の代表者の身分証明書(申請の日前3か月以内に発行されたもの)
- 印鑑証明 申請の日前3か月以内に発行されたもの
- 財務関係書類(様式は任意)

指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3か年の経営成績や財政状況等を明らかにするための財務諸表(貸借対照表、 損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに類する書類)

納税証明書等

法人税(法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の所得税の納税 証明書)、消費税及び地方消費税、法人事業税(法人格を有しない団体の 場合は、必要なし)並びに法人住民税(法人格を有しない団体の場合は、 団体の代表者の個人住民税の納税証明書)

イ 提出期間及び提出時間

(ア) 提出期間

平成24年8月17日(金)から平成24年8月31日(金)まで ※ 休館日の月曜日(8月20日・27日)を除く。

(イ) 提出時間

午前9時から午後4時まで

※ 正午から午後1時までの間を除く。

ウ 提出方法

指定管理者指定申請書に必要書類を添えて、秋川キララホールに直接持参してください。郵送等の提出や提出期限を過ぎた場合は、受理しません。また、あきる野市が必要と認める場合は、必要に応じて追加の資料提出を求める場合もあります。

工 提出部数

15部(正本1部、副本14部)

※ 正本1部に事業者名を記載し、副本14部(審査用)は事業者名を記載 しないでください。

オーその他

申請に要する経費は、申請者の負担とします。提出された書類は、お返ししません。

(5) 応募書類の提出先

秋川キララホール(あきる野市秋川一丁目16番地1)

(6) 応募書類に関する情報公開

応募書類は、あきる野市情報公開条例に基づき、情報公開対象文書になります。

9 指定管理者の選定方法

(1) 資格審査(書類審査)

9月上旬(予定)

資格審査(書類審査)は、提出書類を基に、委員会(教育部秋川キララホール)が「7 応募者の参加資格(申請資格)要件等」を審査します。

なお、提出書類に不備があったもの、提出書類に虚偽の記載があったもの その他選定に係る不正行為があったものは、資格がないものとします。

(2) 第1次審査及び第2次審査

あきる野市が設置するあきる野市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」 という。)において、評価基準に基づき第1次審査及び第2次審査を行います。 なお、申請団体が、少数の場合には、第1次審査は実施しないものとします。

ア 第1次審査(書類審査)

9月中旬(予定)

提出書類を基に、選定委員会において評価を行い、各委員の評価合計を集計した総合得点の高い団体から第1次審査の通過者を選定します。

【評価基準】

- ① 管理運営の基本方針
- ② 法令遵守及び環境への配慮
- ③ 団体の経営状況・運営実績
- ④ 受託への意欲及び熱意
- ⑤ 施設管理の計画
- ⑥ 安全管理への対応
- ⑦ 社員等の育成及び利用者等への対応
- ⑧ 人員配置の計画
- ⑨ 人員確保の取組
- ⑩ 年間事業計画の基本方針及び自主事業の提案
- ① 地域団体等の育成及び市民との協働・連携した事業展開など
- ② 指定管理料の提案額
- (13) 施設の管理及び事業運営経費の収支計画の妥当性
- イ 第1次審査(書類審査)の結果の通知 9月下旬(予定) 第1次審査の結果を申請者全員に通知するとともに、第1次審査を通過した 団体には、第2次審査について通知します。
- ウ 第2次審査(プレゼンテーション審査) 10月上旬(予定) 選定委員会において、提出書類とプレゼンテーションを基に、プロポーザル 方式で総合的に審査を行い、文化ホールの設置目的を最も効果的に達成するこ とができると認められる者を候補者として選定します。
- エ 選定結果の通知

10月中旬(予定)

- (ア) 選定結果は、第2次審査の対象者に書面で通知します。
- (イ) 選定の公平性及び透明性を図るため、応募団体名及び評価結果(総合得点、順位等)を市ホームページで公表(第1次審査を含む。)します。

10 指定管理者の選定後の手続

(1) 仮協定書の締結 11月上旬(予定) 指定管理者の候補者を選定後、仮の協定書を締結します。

(2) 市議会の議決

12月(予定)

指定管理者の候補者を選定後、あきる野市議会(以下「市議会」という。)へ 指定に関する議案を提出し議決を受けます。ただし、議決を受けるまでの間に 指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる 事情が生じたときには、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。 なお、議決を受けることができなかった場合において、指定管理者の候補者 が支出した費用等については、補償しないことを御了承ください。

(3) 本協定の締結 12月下旬(予定) 指定管理者との本協定締結は、市議会の議決後に行います。

(4) 指定管理業務の準備 12月下旬から翌年3月末(予定) 指定管理者は、平成25年4月1日から円滑に業務を開始するため、その日 の前までに必要な準備を開始していただきます。準備に要する費用については、 指定管理者の負担となります。

11 仮協定書・本協定書で締結する事項

- (1) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項
- (2) 施設の種別に応じた必要な体制に関する事項
- (3) 施設の使用料の扱いに関する事項(利用料金制)
- (4) 市が指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 施設の補修等に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) 苦情処理に関する事項
- (9) モニタリングに関する事項
- (10) 事業報告に関する事項
- (11) 利用者アンケート等の実施に関する事項
- (12) リスク分担に関する事項
- (13) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (14) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
- (15) あきる野市環境基本条例の遵守に関する事項
- (16) その他市長等が必要と認める事項

12 指定管理者に係る基本事項

(1) 関係法令等の遵守

指定管理業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守してください。特に、 以下については、注意してください。

- 地方自治法、行政手続法
- · 労働基準法、労働安全衛生法
- ・施設維持、設備保守点検に関する法規(建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、水道法、電気事業法等)
- 東京都火災予防条例
- ・あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例
- ・あきる野市個人情報保護条例
- ・あきる野市情報公開条例
- あきる野市暴力団排除条例
- (2) 職員配置

仕様書を参照してください。

(3) 指定管理に係る経費

- ア 指定管理に係る経費を算定するに当たり、あらかじめ指定管理期間 (5 か年分) 内の収支計算書を提出していただきます。
- イ 収支計算書については、仕様書の別紙1「秋川キララホール指定管理者収支 予算書(モデル)」を参考に計上し、提案額はその中の「歳入 指定管理料」 を上限とします。
- ウ 指定管理に係る経費、支払時期、支払方法等については、協定により定めます。

(4) 業務の委託

包括的な業務の委託については認められません。個別の業務(清掃・保守点 検業務等)の委託については、事前に委員会と協議が必要です。

(5) その他

- ア 指定管理者が行う施設の維持管理及び運営管理の適正を期するためあきる野市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による維持管理及び運営管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。
- イ 本件業務に関するあきる野市職員との接触により、申込み及び選定について の情報を不正に入手する等の事実が認められる場合は、失格や指定の取消しと なります。
- ウ 新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を促進してください。

13 問合せ先

あきる野市教育部秋川キララホール 担当:木崎・山田

住 所 : あきる野市秋川一丁目16番地1

電話番号 : 0 4 2 - 5 5 9 - 7 5 0 0 F A X 番号 : 0 4 2 - 5 5 8 - 9 2 2 5

E-mail: kirarahall@city.akiruno.tokyo.jp

あきる野市民文化ホール指定管理者募集説明会参加申込書

1 参	加団体等			
(1)	住 所:			
(2)				
(3)	代表者:			
2 連	絡先			
(1)	電話番号:			
(2)				
(3)	メールアドレス	:		
	明会参加者			
	全体説明会参加	当		
	氏 名	所属(部署)名	役 職	連絡先
*	平成24年8月	1日(水)午前10日	時00分から	
	あきる野市行	5階 50	4 ・ 5 0 5 会議室	
(2)	現地説明会参加者	½ .		
	氏 名	所属(部署)名	役職	連絡先
*	平成24年8月	1日(水)午後 1日	時30分から	
	秋川キララス	ホール(あきる野市科	外川一丁目16番地	1)

4 参加申込書の提出先

あきる野市教育部秋川キララホール 担当:木崎・山田

住 所 : あきる野市秋川一丁目16番地1

電話番号 : 042-559-7500

FAX番号: 042-558-9225

E-mail: kirarahall@city.akiruno.tokyo.jp

あきる野市民文化ホール指定管理者質問票

1 団体	本等
(1)	住 所:
(2)	団体名等:
(3)	代表者:
2 連絲	各先
(1)	電話番号:
	FAX番号:
(3)	メールアドレス:
3 質問	

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

あきる野市長 殿

所在地 名 称 代表者氏名 **〔**]

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する 条例第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 添付書類

人員配置計画書

団体名:

		l 米/r	(A) の人数内訳			(A) のうち	(A) のうち	(A) のうち	(A) のうち	
	従事職務	人数 (A)	常勤	 非常勤	臨時雇い	その他	あきる野市民	女性の人数	障がい者の人	高齢者の人数
		(A)	币 勁	4 吊到	品+寸/隹 ('	(派遣等)	の人数		数	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
1 0										
合計										

- 1 「従事職務」は、窓口応対、設備管理、警備など主に従事する職務を記載してください。区分しないときは「その他」としてください。
- 2 障がい者とは、身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛の手帳(又は他県の同様のもの)所持者をいいます。
- 3 高齢者とは、65歳以上の者をいいます。
- 4 再委託する業務に従事する者にあっては、再委託先で雇用される場合は除いてください。
- 5 人員配置について、特記事項があれば記入してください。
